

航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）に基づき、航空事故調査及び報告等に関する達（昭和41年陸上自衛隊達第99—5号）の全部を改正する。

昭和47年6月27日

陸上幕僚長 陸将 中村 龍平

航空事故調査及び報告等に関する達

改正	昭和47年12月27日達第41—2—2号	昭和49年10月8日達第99—5—1号
	昭和52年12月24日達第99—5—2号	昭和53年1月13日達第122—109号
	昭和56年4月3日達第122—117号	昭和60年10月14日達第99—5—3号
	平成元年2月10日達第122—127号	平成6年3月25日達第99—5—4号
	平成9年1月17日達第122—132号	平成9年9月12日達第99—5—5号
	平成10年3月25日達第122—142号	平成13年3月23日達第99—5—6号
	平成16年4月23日達第99—5—7号	平成18年4月27日達第99—5—8号
	平成19年1月9日達第122—215号	平成19年3月23日達第99—5—9号
	平成21年2月3日達第122—230号	平成27年9月29日達第99—5—10号
	平成29年3月30日達第99—5—11号	平成30年3月19日達第99—5—12号
	平成31年4月19日達第122—302号	令和元年6月27日達第122—303号

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における航空事故調査及び報告等に関して必要な細部の事項を定めることを目的とする。

2 この達に定めのない事項については、事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121—2号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「訓令」とは、航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）をいう。

(2) 「事故発生部隊等」とは、航空事故が発生した当該航空機の所属（一時使用及び航空機の整備等のための保管を含む。）する師団、旅団、方面航空隊、第1ヘリコプター団、航空学校、開発実験団及び関東補給処、並びにこれらの航空部隊等の一部が隷属し又は配属された部隊等の長の属する部隊等をいう。

(3) 「陸上総隊司令官等」とは、事故発生部隊等が隷属し又は配属された陸上総隊司令官、方面総監若しくは防衛大臣直轄部隊等の長（事故発生部隊等である場合を含む。）をいう。

（航空事故の範囲等）

第3条 訓令第2条第1号に規定する航空機の損壊には、第1、第2段階整備作業により部品の単一換装のみで修理可能な航空機の損壊及びエンジン換装のみで修理可能な航空機の損壊を除くものとする。

2 訓令第2条第1項第2号に規定する物件の損壊には、陸上自衛隊が所有し又は使用する物件で損害見積価格又は復旧見込み額が50万円未満の物件の損壊を除くものとする。

3 訓令第2条第1項第3号に規定する「飛行中の航空機内における人員の死亡又は負傷」とは、乱気流、ハードランディング、航空機からの脱出等により航空機の構造物との接触等に起因し、航空機内の人員が死亡又は負傷した場合をいう。

4 訓令第2条第2項第2号に規定する「航空機の操縦に従事する者」とは、当該航空機を操縦する任務をもって操縦に従事する操縦士及び操縦学生をいう。また、「地上において発生したもの」とは、地上において負傷又は疾病状態にある者が航空機で輸送中に当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合を含むものとする。

(委員会の設置)

第4条 訓令第5条第1項の規定に基づき、陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）に航空事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、航空事故の原因を究明し、必要な航空事故防止についての意見を提出するため、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 航空事故調査に関すること。
- (2) 航空事故調査報告書の作成に関すること。
- (3) 第14条に規定する具申に関すること。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長、陸幕委員、部隊等委員及び副委員並びに専門委員をもって組織する。

- (1) 委員長 陸上幕僚副長
- (2) 副委員長 陸幕装備計画部長  
陸幕監察官
- (3) 陸幕委員 人事教育部 人事教育計画課長  
運用支援・訓練部 運用支援課長  
// 訓練課長  
装備計画部 装備計画課長  
// 航空機課長  
指揮通信システム・情報部 情報課長  
衛生部 医務・保険班長  
装備計画部航空機課 航空安全班長
- (4) 部隊等委員及び副委員  
ア 委員 陸上総隊幕僚長  
方面総監の指名する幕僚副長（1名）

航空学校副校長

教育訓練研究本部副本部長

イ 副委員 陸上総隊司令官、方面総監、教育訓練研究本部長及び航空学校長が隷下の部隊等に所属する隊員から、原則として航空運用、航空操縦、航空整備、通信運用、航空管制及び航空気象の区分ごとに指名しておくものとする。

(5) 専門委員 必要に応じ陸上幕僚長（以下「陸幕長」という。）の指名する陸上自衛隊の隊員

2 陸幕長は、事故の状況に応じ、副委員長又は委員を増加指名することがある。  
（委員長等の任務）

第7条 委員長は、委員会を招集し委員会の会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは委員長の指定する副委員長が委員長の職務を代理する。

3 陸幕委員は、委員会の議事に参加するほか、次の事務をつかさどる。

(1) 航空機課長たる委員は、議事の準備及び進行等

(2) その他の委員は、必要に応じ委員長の示す事務

4 部隊等委員は、必要に応じそれぞれ委員長の示す分担の事務をつかさどる。副委員は、委員を補佐する。

5 専門委員は、それぞれ専門的事項について委員長の示す分担の事務をつかさどる。

6 部隊等委員及び副委員並びに専門委員は必要に応じ委員会の議事に参加する。  
（庶務）

第8条 委員会の庶務は、陸幕装備計画部航空機課において処理する。

（航空事故速報）

第9条 事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121—2号）第5条に示す報告責任者の行う航空事故速報の内容は訓令第4条第1項の各号に規定する事項について報告するものとする。

（航空事故発生時の処置）

第10条 航空事故が発生した場合、事故発生部隊等の長又は事故現場の付近にある部隊等の長は、訓令第3条第1項に定める処置を行うほか、事故現場の保存に努めるとともに事故の目撃者及び事故関係者の証言の収集、気象状況の把握、事故現場の写真の撮影、残がい分布図の作成、事故関係通信内容の整理等、現地調査に必要な資料の収集に努めるものとする。

2 前項により収集した資料及び処置した事項は、委員会に提出又は申し継ぐものとする。

（現地における調査の実施）

第11条 現地における調査は、通常委員長が指名する副委員長、陸幕委員、当該事故発生部隊等が属する部隊等委員及び副委員並びに専門委員をもって行うものとする。ただし、委員長は、航空事故の規模、経過及び他に与える影響等により適当と認める場合は、部隊等委員及び副委員をもって行うことができる。

2 現地調査に基づき航空事故現地調査書（様式別紙第1）を作成するものとする。

3 部隊等の長は、第1項の規定における調査の実施に当たり、密に支援するものとする。

（航空事故調査及び報告等）

第12条 委員会は、現地調査に基づき事故原因究明のために総合的な調査を行い航空事故調査報告書（様式別紙第2）を作成し、航空事故現地調査書を付して事故発生後3箇月以内に陸幕長に報告するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ陸幕長の承認を得てこの期間を延長することができる。

（調査の委託等）

第13条 委員会は、航空事故調査を行うに当たり必要と認める場合は委員会の構成員以外の者（部外者を含む。）に所要の試験等を委託し又は意見の聴取、資料の提供等を行うことができる。

（調査及び報告に関する特例）

第14条 陸幕長は、航空事故速報が、訓令第7条に規定する「小事故」又は「その他の事故」に該当し、かつ経過等が単純と思われるものについては、委員会の具申を受け、陸上総隊司令官等に航空事故調査を行わせることがある。この場合必要に応じ委員会の構成員のうち適任者を派遣し調査等を援助させる。

2 陸上総隊司令官等は、前項の調査結果に基づき、第12条に準じて航空事故現地調査書及び航空事故調査報告書（各2部）を作成し、陸幕長に報告するものとする。（航定第4号及び航定第5号）

（航空事故調査報告書の通知）

第15条 陸幕長は、委員会から答申された航空事故調査報告書のうち、所要の事項を関係部隊等の長に通知するものとする。

2 陸上総隊司令官等が自ら調査した航空事故については、その結果を事故発生部隊等の長に通知するものとする。

（陸幕の航空事故調査報告に対する処置）

第16条 陸幕の関係部長は、航空事故調査報告書に基づき、事故再発防止のための施策を講じ、その処置状況を陸幕長に報告するとともに委員長に通知するものとする。

（航空事故防止対策報告）

第17条 陸上総隊司令官等は、第15条第1項に規定する通知に基づき航空事故防止対策報告書（様式別紙第3）を作成し、1箇月以内に陸幕長に報告するものとする。（航空第6号）

附 則

この達は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年12月27日陸上自衛隊達第41—2—2号抄）

1 この達は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月8日陸上自衛隊達第99—5—1号）

この達は、昭和49年10月10日から施行する。

附 則（昭和 52 年 12 月 24 日陸上自衛隊達第 99—5—2 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—109 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 3 日陸上自衛隊達第 122—117 号）

この達は、昭和 56 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 10 月 14 日陸上自衛隊達第 99—5—3 号）

この達は、昭和 60 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式 of 用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 6 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 99—5—4 号）

この達は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122—132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 12 日陸上自衛隊達第 99—5—5 号）

この達は、平成 9 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—142 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 99—5—6 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 23 日陸上自衛隊達第 99—5—7 号）

この達は、平成 16 年 4 月 23 日から施行し、平成 16 年 3 月 29 日から適用する。

附 則（平成 18 年 4 月 27 日陸上自衛隊達第 99—5—8 号）

この達は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 99—5—9 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日陸上自衛隊達第 99—5—10 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 99—5—11 号）

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 99—5—12 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

- 1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

別紙第1（第11条関係）

航空事故現地調査書 1 航空機機種、型式、機番号 2 事故種別 3 事故発生年月日 4 事故発生部隊等
---

寸法：日本産業規格A4

（その1-1）

航空事故現地調査書（その1）（総括報告）					
機種型式	航空機番号	事故発生部隊等	人員損傷分類	航空機損壊分類	事故種別
			死亡、行方不明、重傷、軽傷、なし	破壊、大破、中破、小破、なし	大、中、小、その他
A 一般事項					
1 発生日時 年 月 日 時 分 (曜 )			4 飛行方式		
2 発生場所			5 出発地		
3 飛行任務			6 目的地		
7 事故現場 ((A)又は(B)に記入)					
(A) 飛行場内の事故			(B) 飛行場外の事故		
(1) 使用滑走路の方向、長さ×幅			(1) 事故現地表面の状況		
(2) オーバーランの長さ			(2) 飛行場から事故現場までの方位、距離		

(3) 飛行場の標高		(3) 事故現場の標高	
B 操縦士関係事項			
	機長	副操縦士	
1 所属、職名			
2 階級、氏名			
3 認識番号			
4 生年月日及び年齢			
5 特技番号			
6 任 務			
7 座席位置			
8 配置（機長、教官、学生等の別）			
9 L操縦士技能証明の付与年月日及び課程期別			
10 操縦可能な固定翼機の機種			
11 H操縦士技能証明の付与年月日及び課程期別			
12 操縦可能な回転翼機の機種			
13 計器飛行証明の種類、付与年月日			
14 最近の航空身体検査日			
15 死傷等の程度			

寸法：日本産業規格 A 4



(その1-2)

C 飛行経験						
	機長			副操縦士		
	回転翼	固定翼	合計	回転翼	固定翼	合計
1 総飛行時間						
2 機長としての飛行時間						
3 事故機種飛行時間						
4 機長としての事故機種飛行時間						
5 計器飛行時間						
6 天候による計器飛行時間						
7 夜間飛行時間						
8 最近90日間の総飛行時間						
9 最近90日間の機長としての飛行時間						
10 最近90日間の事故機種飛行時間						
11 最近90日間の機長としての事故機種飛行時間						
12 最近90日間の計器飛行時間						
13 最近90日間の天候による計器飛行時間						
14 最近90日間の夜間飛行時間						

D 操縦士以外の事故関係者（不足のときは別紙使用）				
1	所属、職名			
2	階級、氏名			
3	認識番号			
4	生年月日及び 年齢			
5	特技番号			
6	任 務			
7	事故発生時の 位置			
8	死傷程度			
E 航空機の損壊				
1	損壊の程度			
2	損壊部分と損壊程度			
	(1) 機 体	(2) 動力装置		
	ア 胴 体	ア エンジン		
	イ 主 翼	イ 動力伝達装置		
	ウ 尾 翼	(3) プロペラ又はローター		
	エ 降着装置	(4) 通信機その他		
3	航空機損害額又は同推定額			

寸法：日本産業規格 A 4

(その1-3)

F 地上被害 (概要及び損害賠償の対象となるものについてはその推定額)													
G 気象													
		雲高	雲量	視程	視程障害現象	風向	風速	温度	その他及び特記事項				
1	離陸時の飛行場												
2	着陸 (予定) 時の飛行場												
3	事故発生現場												
H 事故発生時期 (該当の右欄に○印を付す。)													
1	時期	(1)	昼間		5	地上滑走 (ホバリング移動を含む。) 中	(3)	その他	7	飛行中	(2)	空中操作 (旋回等を含む。)	
		(2)	夜間				(1)	離陸前			(3)	戦技飛行	
2	隊形	(1)	単期		6	離陸	(2)	着陸後	8	着陸	(4)	その他	
		(2)	編隊				(3)	その他			(1)	進入	
3	飛行方式	(1)	V F R		6	離陸	(1)	滑走	8	着陸	(2)	進入から接地まで	
		(2)	I F R				(2)	上昇			(3)	接地後	
4	エンジン回転中	(1)	飛行前		7	飛行中	(3)	離陸断念	8	着陸	(4)	復行	
		(2)	飛行後				(1)	水平直線飛行			(5)	その他	

I 事故形態（該当の右欄に発生順序を算用数字で記入）					
グランドループ		他機との衝突		空中放棄	
翼端又はローターブレートの接地		地面又は水面との衝突		プロペラ後流又はダウンウオツシュ	
胴体着陸		その他の衝突		回転翼失速	
ハードランディング		きりもみ		セツトリングウイズパワー	
脚損壊又は引込み		失 速		地上共振	
アンダーシュート		地上における火災又は爆発		装備品の紛失	
オーバーシュート		空中における火災又は爆発		その他	
機首上げ又は鼻つき		飛行中の航空機の故障		不 明	

寸法：日本産業規格 A 4  
(その 1-4)

J 推 定 原 因（小分類の上に、主因は◎、副因は○を付す。）	
大 分 類	
操 縦	(1) 判断不良 (2) 操作又は手順の誤り (3) 飛行準備の不適 (4) 基本事項（命名・規則等）違反
整 備	(1) 作業上の誤り (2) 検査点検上の誤り (3) 基本事項（命名・規則等）違反
監 督	(1) 訓練計画の不備 (2) 飛行承認の不適 (3) 指揮指導の不適
飛 行 支 援	(1) 気象予報の過誤 (2) 航空管制の過誤 (3) その他 ( )
器 材	(1) 機能不良 (2) 制作上の誤り (3) 材質の不良又は欠陥

特異気象	(1) 視程不良 (2) 氷結 (3) 雷雨 (4) 悪気流 (5) 突風又は強風 (6) 当該気象の予報の有・無
その他	内 容 ( )
不明	不明
K 人員関係事項 (現地調査書(その2)(人員関係報告)を作成しない場合に記述 事故に関係のあった心身の状況及び受傷等の状況とその原因等について記述)	

寸法：日本産業規格 A 4

(その 1—5)

L 現地調査の説明 ((1) 事故の経過 (2) 調査及び分析 (3) 原因(主因及び副因) (4) 事故防止に関する意見に区分して記述)									
添付書類：									
M 現地調査隊員署名									
職名	階級	氏名	職名	階級	氏名	職名	階級	氏名	氏名

寸法：日本産業規格 A 4

航空事故現地調査書（その2）（人員関係報告）

（各人ごとに作成。ただし、負傷の程度が軽傷以下の者又は行方不明の者については省略することができる。）

氏名	階級	認識番号	部隊等名	職名	特技番号	生年月日	事故時における配置
						昭・平 ・ ・ ・ (歳)	

A 医学的所見

負傷の程度 <input type="checkbox"/> 負傷なし <input type="checkbox"/> 軽傷 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明	予定入院日数 日	予定飛行停止日数 日	死亡日時 年 月 日 時 分
---	-------------	---------------	-------------------

最近の航空身体検査日 ・ ・ ・	最近の航空身体検査で異常と認められた項目及び異常所見
---------------------	----------------------------

診断（致命傷及び負傷の種類とその原因を記述）

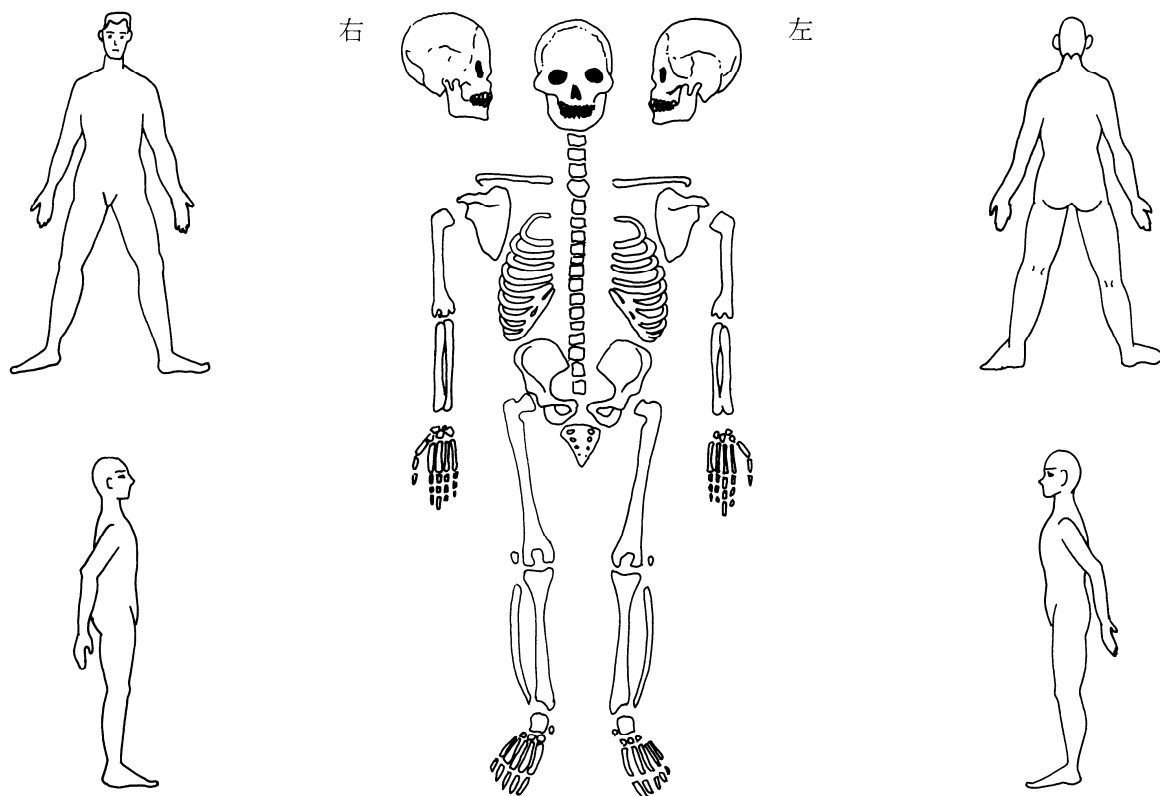
B 安全装具用具等

項目	使用装具用具	不 装 備	装 備			項目	使用装具用具	不 装 備	装 備		
			不 使 用	使 用					不 使 用	使 用	
				有 効	無 効					無 関 係	有 効
1 頭部保護具	航空ヘルメット・ライナー等・その他（ ）					9 固定具	安全ベルト・肩バンド・その他（ ）				
2 眼保護具	バイザー・サングラス・その他（ ）					10 落下傘	型式（ ）				

3	耳保護具	航空ヘルメット・耳栓・その他 ( )						11	救命胴衣	型式 ( )					
4	通信装置	航空ヘルメット・ヘッドセット・レシーバー・ハンドマイク・スピーカー・その他						12	救命浮舟	型式 ( )					
5	呼吸装置	マスク・その他 ( )						13	救急用キット						
6	飛行服	夏上衣・夏ズボン・冬上衣・冬ズボン・飛行服以外の服・その他 (航空シャツ・マフラー)						14	搭載消火器						
7	手袋	航空手袋・その他 ( )						15	座席	前向・横向・後向・その他 ( )					
8	靴	飛行靴・その他 ( )						16	その他						
C 事故に関係のあった心身の状況 (生理的要因、心理的要因又は環境要因等になった事項をあげその影響及び所見を記述)															

付図

傷害の説明（表面創、熱傷、骨折、脱臼等の状況を説明）





(その3)

航空事故現地調査書(その3)(整備器材関係報告)									
航空機機種、型式、機番号			同一故障によるUR は以前に提出を <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			今回の故障により URの提出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない			
A 履歴 (起因器材以外の欄は記述を省略することができる。)									
航空機		型式	エンジン	プロペラ 又はブレ ード	クラッチ	ギヤボック ス又はトラ ンスミッシ ョン	ローター ヘッド	関連品目等	
製造年月日								名称	
総飛行時間		固有番号						物品番号	
最近のIRAN年月日		総使用時間						型式及び固有番号	
IRAN実施期間		オーバーホール回数						製造所名	
IRAN後の飛行時間		最近のオーバーホール 年月日						製造年月日	
最近の定期点検年月日		同上実施機関						航空機への取付場所	
定期点検等の飛行時間		最近のオーバーホール 後の使用時間						総使用時間	
最近の主要な特別点検 年月日		最近の取付年月日							
同上特別点検の種類		取付後の使用時間							
		使用燃料の種類							
B 航空機の生元 ・航空機事故 ・機故障の ・発諸		C 分析			1 航空機の故障部 分・原因 2 故障に関係ある整 備の状況				

寸法：日本産業規格B4

陸上幕僚長殿

別紙第2（第12条関係）

発簡番号 第 号  
発簡年月日 . . .  
発簡者名 印

航空事故調査報告書

1 事故の概要

- (1) 事故発生部隊等名
- (2) 事故の分類
- (3) 事故機の機種、機番
- (4) 操縦士及び事故関係者

氏名	階級	任	務	認番	生年月日	年令	特技番号	技能証明等 取得年月日	飛行時間		死傷
									総計	当該機種	

(5) 事故発生の日時、場所及び天候

ア 日時 令和 年 月 日 時 分

イ 場所

ウ 天候

(6) 飛行方式、任務別区分

(7) 事故発生時期

(8) 事故形態

(9) 航空機の損壊等

航空機の損壊	損害額	事故機の処理

(10) 事故の経過概要

2 事故の原因

原因が重複する場合は、各原因を時系列に並記する。

3 事故防止に関する意見

4 添付書類：

配布区分：

備考： 第14条第2項により陸上総隊司令官等が報告する場合は、第3項に事故防止に関する対策を含める。

寸法：日本産業規格A4

陸上幕僚長 殿

別紙第3 (第17条関係)

発簡番号 第 号

発簡年月日 . .

発簡者名 印

航空事故防止対策報告書

対象事故	発生年月日	発生場所	機種・機番	事故の概要	
事故防止に関する意見又は対策		処理状況		実施完了日	備考

添付書類：

寸法：日本産業規格A4